大船渡市週休２日工事実施要領

（目的）

第１　この要領は、市が発注する建設工事において、週休２日を確保する工事（以下、「週休２日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１　週休２日

(1)　完全週休２日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）、（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する祝日を指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認める状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

(2)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

(3)　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4)　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5)　４週８休（港湾工事）とは、起算する土曜日から始まり、４週目の金曜日までで終わる４週間又は起算する月曜日から始まり、４週目の日曜日までで終わる４週間を１期目とし、５週目の土曜日から８週目の金曜日または５週目の月曜日から８週目の日曜日までで終わる４週間を２期目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、休日、夏季休暇及び年末年始 ）の閉所日があることをいう。なお、工事着手日（準備工含まず）以降で最初の土曜日又は月曜日から１期目を起算することとし、工事完了日（完了届提出日）直前の１週間の末

日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

2　対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

3　現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4　週休２日の達成判断

(1)　完全週休２日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、土日祝に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定し、１週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行なわれていれば、完全週休２日（土日祝）を達成しているとみなす。

(2)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定し、１週間に２日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行なわれていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

(3)　月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

(4)　通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。

(5)　４週８休（港湾工事）とは、別紙１「４週８休（港湾工事）における休日の確認方法」による。

(6)　降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事の選定及び発注方法）

第３　発注者は、全ての工事を週休２日工事の対象として発注することを原則とする。なお、発注者が週休２日工事に適さないと判断した工事は除く。

２ 営繕工事については、第１項の規定に関わらず、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、受注者が週休２日に適切に取り組むものとし、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、協議に応じるものとする。

なお、発注者は、工事発注時においては、完全週休２日（土日祝）により工期を算定するものとする。

３ 発注型式は、完全週休２日（土日）又は４週８休（港湾工事）とする。

(1)　完全週休２日（土日）

受注者が完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日は必須）。

(2)　４週８休（港湾工事）

（積算方法）

第４　発注者は、４週８休（港湾工事）の積算にあっては、４週８休（港湾工事）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで当初予定額を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を第８の規定に基づく週休２日実施報告により確認後、４週８休（港湾工事）が未達成のものについては、補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づく請負代金額を変更するものとする。

なお、補正係数は、別表による。

（対象工事である旨等の明示）

第５　週休２日に取り組む工事の対象とする場合は、特記仕様書に対象工事である旨等を明示するものとする。

２　当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

３　工事契約後、完全週休２日（土日祝）の取組にあたって、発注者の責によらず土日祝に施工をせざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を指定するものとする。ただし、災害対応等で土日祝に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業等を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し

て現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

４　工事契約後、完全週休２日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

５　やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

６　橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事、港湾工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

７　災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

８　工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休２日交替制工事に変更することができる。

９　夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

10　休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

(1)　発注者が緊急の作業を要請した場合

(2)　現場見学会等の対応を行った場合

(3)　現場状況から通行規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。

11　受注者は別紙２を参考に、週休２日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（Ａ３判程度）

（受注者の取組内容）

第６　週休２日に取り組む受注者（以下、「受注者」という。）は、施工計画書に工程表を添付し発注者に提出する。

(1)　対象期間中、工事現場において所要の休日を確保し、工程表に休日を明示する。

(2)　工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

2　受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。

3　受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

4　受注者は週休２日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

（発注者の取組内容）

第７　ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休２日の取組に協力すること。

2　発注者は、受注者に対して週休２日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

3　発注者は、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。

4　発注者による現場閉所の状況の確認は月１回程度を目安とし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

（週休２日等の実施報告）

第８　受注者は、週休２日の取組結果について、工事完成届を提出する日の 20 日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。

2　受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

3　受注者の責により 20 日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第９の規定を適用しないとともに、第４の規定に準じて補正係数を除した変更を行うものとする。

4　営繕工事においては、第１項の実績工程表及び第２項の休日が確保されていることがわかる資料については、提出を不要とし、完成検査時に当該資料を監督職員が確認するものとする。

（工事成績評定における評価）

第９　発注者は、週休２日を達成した場合、工事成績評定における考査項目「９．

働き方改革特別加点」において、以下に定めるとおり評価するものとする。

(1)　完全週休２日（土日祝）の達成　２点加点評価する。

(2)　完全週休２日（土日）の達成　１．５点加点評価する。

(3)　月単位の週休２日及び４週８休（港湾工事）の達成　１点加点評価する。

(4)　明らかに受注者側の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、２点減点評価する。

（補則）

第 10　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年 10 月１日から施行する。

別紙１

４週８休（港湾工事）における休日の確認方法

１　休日の確認方法

(1)　工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、「現場閉所単位」においては、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」を、「個人単位」においては技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を発注者に提出し、休日を確認する。

(2)　閉所日に品質確保や安全確保にかかる軽微な作業、地域行事等によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載する。また、当該出勤者の出勤日について「４週８休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

別表

補正係数

一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	４週８休 （港湾工事）
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

別紙２

この工事は、 大船渡市が発注した週休２日工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

工事名：

受注者：

電　話：